

# 【創蓄連携システム】事業計画認定 出力区分の選択について

電子申請の入力支援システムにおいて、発電設備区分を選択するステップがあります。  
導入設備に応じて下記を選択してください。(創蓄連携システムは、押し上げ効果がありません)

導入設備状況		出力区分の選択肢
太陽光10kW未満	エネファームが無い場合	10kW未満(太陽光発電設備のみ)
	エネファームがある場合	10kW未満(太陽光発電に自家発電設備等を併設するもの)
太陽光10kW以上		10kW以上50kW未満

発電設備区分

発電設備区分	太陽光 <span style="float: right;">▼</span>	
出力区分	10kW未満 (太陽光発電設備のみ) <span style="float: right;">▼</span>	
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方 <span style="float: right;">▼</span>	

※ 「10kW未満(太陽光発電に自家発電設備等を併設するもの)」を選択すると、押し上げ効果ありとなり買取単価はW発電扱いとなります。

# 【創蓄連携システム】事業計画認定 構造図・配線図について

事業計画認定の入力支援システムにおいて、構造図・配線図をチェックするステップがあります。創蓄連携システムの場合は標準構造図・標準配線図と異なるため、JP-ACに図面をFAXで送付する必要があります。（10kW以上50kW未満の場合も必要です。）  
**創蓄連携システムの配線図・構造図を当社HPに掲載していますので、下記URLよりご確認ください。**  
 ※エネファームがある場合は「標準構造図・配線図と同じ」を選択して下さい。FAXを送付する必要はありません。

URL: <http://www2.panasonic.biz/es/sumai/law/solar/index3.html>

<p>構造図</p> <p><b>必須</b></p>	<p>申請する太陽光発電設備の構造が標準構造図と同じ場合は、以下の選択リストの「標準構造図と同じ」を選択してください。</p> <p>異なる場合は「標準構造図と異なる」を選択してください。</p> <p>尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は「標準構造図と異なる」を選択してください。</p> <p>標準構造図と異なる ▼</p>	<p>標準構造図と異なる場合は、申請する設備に係る構造図を様式に記載の上、書類を添付してください。</p> <p>尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押上げ効果が無いことを示す構造図とともに押上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせて添付してください。</p>
<p>配線図</p> <p><b>必須</b></p>	<p>申請する太陽光発電設備の配線が標準配線図と同じ場合は、以下の選択リストの「標準配線図と同じ」を選択してください。異なる場合は「標準配線図と異なる」を選択してください。</p> <p>尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は「標準配線図と異なる」を選択してください。</p> <p>標準配線図と異なる ▼</p>	<p>標準配線図と異なる場合は、申請する設備に係る配線図を様式に記載の上、書類を添付してください。</p> <p>尚、押上げ効果が無い蓄電池等を含む設備の場合は、押上げ効果が無いことを示す配線図とともに押上げ効果が無いことを示す技術資料も合わせてご提出ください。</p>

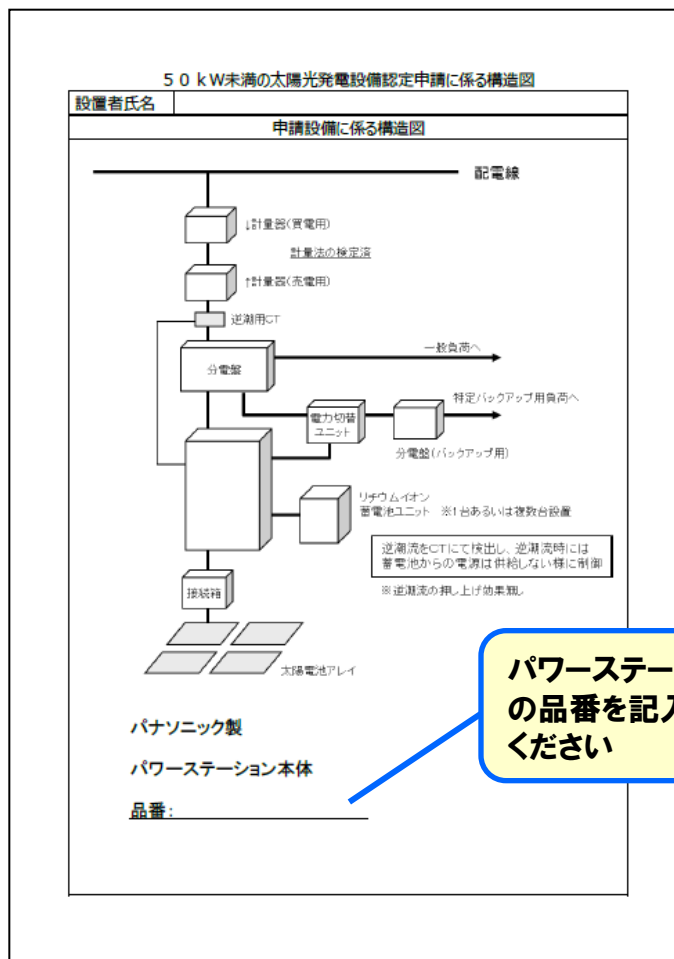
# 【創蓄連携システム】事業計画認定 構造図・配線図について

**創蓄連携システムの配線図・構造図に必要事項を記入してJP-ACにFAXで送付してください。**

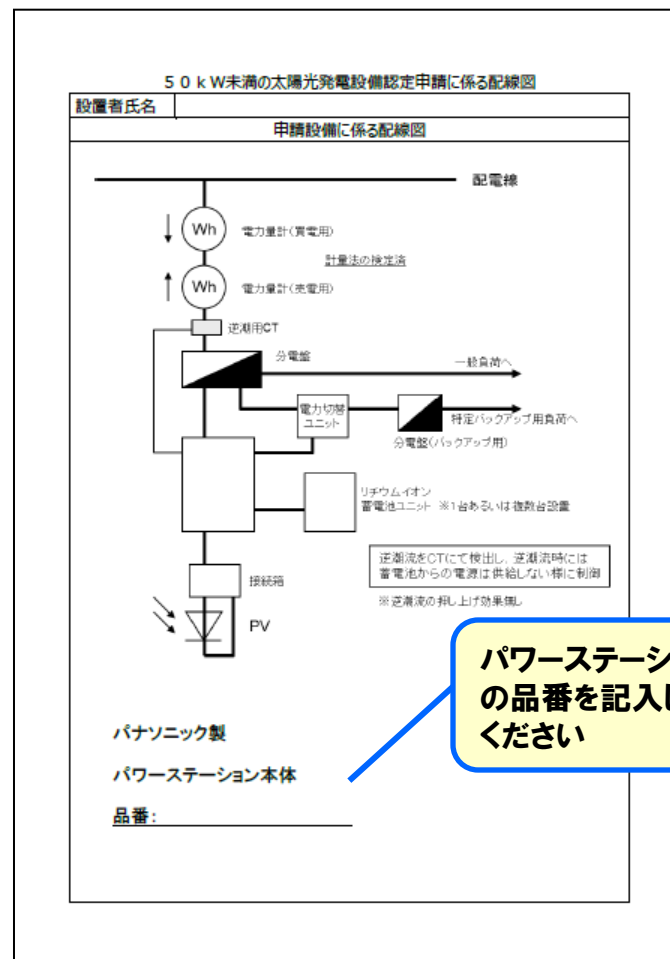
※10kW以上50kW未満の設備認定の場合も配線図・構造図の送付が必要です。

※下記フォーマットに「50kW未満の太陽光発電設備認定申請に係る構造図(配線図)」と記載ありますが、事業計画認定と同意になります。こちらのフォーマットで送付お願い致します

※エネファームがある場合は「標準構造図・配線図と同じ」を選択して下さい。FAXを送付する必要はありません。



パワーステーションの品番を記入してください



パワーステーションの品番を記入してください